

浜松市産業用ボイラー等エネルギー転換支援事業費補助金 交付要綱

(目的)

第1条 市長は、化石燃料由来の液体燃料の高騰や供給不安などの影響を受けている市内の中小企業等がエネルギー転換を行う際の負担軽減と、事業活動から排出される温室効果ガス（以下「GHG」という。）の削減を目的として、重油や灯油などの化石燃料由来の液体燃料を使用する設備から、電気やガス、バイオマスを使用する設備へ転換する市内の中小企業等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ガスとは、都市ガス、液化石油ガス、天然ガス、バイオガスその他のガス状燃料をいう。
- (2) バイオマスとは、生物資源に由来する固体または液体燃料（ペレット、チップ、植物系廃棄物由来燃料等）をいう。
- (3) 自己所有とは、対象設備を自己の負担により自らの事業所に設置し、所有及び維持管理を行うことをいう。

(対象設備)

第3条 対象設備は、別表1の設備とし、別表1の要件を全て満たすものとする。

(対象事業者)

第4条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業主であって、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者
- イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する一般社団法人又は一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人
- エ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- カ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人

(補助金交付の要件)

第5条 補助対象事業者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 市税を完納していること
- (2) 本社が市外の者にあつては、法人市民税を本市に納めていること
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること
- (4) 申請日時点において、浜松市内に立地する事業所において、1年以上事業活動を行っていること
- (5) 次のアからオのいずれかに該当しないこと
 - ア 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - エ 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
 - オ 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象経費)

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表2のとおりとする。

(補助金の額)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費に1/2を乗じて得た額以内とし、補助額の上限は10,000千円、下限は1,000千円とする。
- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、対象設備の契約締結前及び工事着手前までに交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、別表3に掲げる書類を付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の事務の委任)

- 第9条 申請者は、申請書提出の手続き（以下「提出手続き」という。）を第三者（以下「手続き代行者」という。）に委任することができる。
- 2 前項の提出手続きを委任する場合、申請者は、前条に規定する申請の際に、必要事項を記入した申請書等を市長に提出しなければならない。
 - 3 提出手続きを委任された手続き代行者は、提出手続きを行うにあたり、この要綱の定めに従い、誠意をもって実施するものとする。

(交付の決定)

第10条 市長は、受付期間内に第8条による申請書の提出があった場合には、申請内容に不備がないことを確認の上、受付をする。本申請内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において必要があると認めるときは、対象設備が設置される現地の調査を行うことができる。

3 市長は、必要に応じて、交付決定の内容に条件を付すことができる。

4 市長は、補助金の交付が適当でないとき、不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(計画変更の承認申請)

第11条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとする場合、速やかに補助事業変更承認兼変更交付申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれかに該当する場合には、変更申請は不要とする。

ア 交付申請時の補助対象経費から20%未満の範囲で減額を行う場合

イ 交付申請の主要な対象設備のメーカー、型番（数量や能力も含む）以外を変更する場合

ウ その他補助金の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で変更する場合

2 市長は、前項の規定による補助事業変更承認兼変更交付申請書を受けたときは、その内容を審査し、変更を適当と認められた場合において、交付決定金額に変更が生じるときは、補助事業変更交付決定通知書（第5号様式）、交付決定額に変更が生じないときは、補助事業変更承認通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。なお、市長は、必要に応じて、変更承認の内容に条件を付すことができる。

(中止)

第12条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業の全部又は一部を中止しようとするときは、速やかに補助事業中止届出書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付決定通知書の送付を受けた者は、補助事業を完了したときは、補助事業完了日から30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月15日までのいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（第8号様式）に必要事項を記入し、別表4に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(確認検査等)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の額を確定するため、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを、補助事業実績報告書及び必要に応じて閲覧又は徴収する資料により確認

するものとする。

- 2 市長は、補助事業実績報告書等に基づく書面審査のほか、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による確認検査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定により交付額確定通知書の送付を受けた者は、前条の規定により補助金の額が確定し、補助金の支払いを受けようとするときは、速やかに支払請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し)

第17条 市長は、交付決定通知書の送付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則、この要綱又はそれらに基づく市の指示に違反した場合
 - (2) 補助事業に関して、不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - (3) 補助金交付の要件に適合しないことが判明した場合
 - (4) 第12条に定める補助事業中止届出書が提出された場合
 - (5) 第13条に定める期間内に、補助事業実績報告書を市に提出しない場合
 - (6) 第14条に規定する書面審査又は現地調査を正当な理由なく拒んだ場合
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定以後に、補助事業の全部又は一部を継続できなくなった場合
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、返還命令書（第12号様式）により返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する命令を受けたときは、返還命令書に記載の期間内に当該補助金を市長に返納しなければならない。
- 3 前項の場合における当該補助金の返還に係る加算金及び遅延損害金については、規則第18条の2の規定を適用する。
- 4 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定を適用する。

(財産の管理及び処分の制限)

第19条 補助金の交付を受けた者及び補助金の交付を受けた者から補助金に係る権利義務を継承したもの（以下「補助金の交付を受けた者等」という。）は、取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者等は、天災地変その他補助金の交付を受けた者等の責に帰することのできない理由により、取得財産等が毀損され又は滅失したときは、その旨を財産毀損滅失届出書（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

2 財産の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過するまで、市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

3 補助金の交付を受けた者等は、処分制限期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときには、あらかじめ、財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときには、これを審査し、承認すべきであると認められたときは、当該申請者に対し、財産処分承認書（第15号様式）により通知するものとする。

5 前項の承認にあたっては、第1項に定める場合を除き、補助金の交付を受けた者が取得財産等を処分した場合には財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すことができる。

6 財産処分納付金の額は、処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。

7 第4項の承認を受けた補助対象事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第16号様式）により市長に報告するものとする。

(関係書類の整備)

第20条 補助金の交付を受けた者等は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、対象設備の処分制限期間が経過するまで、保存しておかなければならない。

(細目)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

2 この要綱の規定により提出された書類に関する権利については、市に帰属するものとする。

3 市長は、この要綱の規定により提出された書類については、この要綱に定める目的以外に用いないものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

対象設備	要件
産業用ボイラー 給湯設備 空調設備 乾燥炉 等	<p>(1) 既存設備からの更新導入であること。</p> <p>(2) 既存設備は重油や灯油などの化石燃料由来の液体燃料を使用する設備であり、更新導入する設備は電気やガス、バイオマスを使用する設備であること（ガス設備の電化は対象外）。</p> <p>(3) 対象設備は商用化され導入実績がある新品未使用のものであること（中古設備は対象外）。</p> <p>(4) 補助対象経費が2,000千円以上であること。</p> <p>(5) 自己所有による導入であること（リース等での導入は対象外）。</p> <p>(6) 対象設備の発注・契約日及び設置契約の締結から工事完了日までが、交付決定後から令和9年1月31日であること。</p> <p>(7) 事業用途であること（家庭生活の用途は不可）。</p> <p>(8) 国または他の地方公共団体からの補助金の交付を受けないこと。</p>

別表2（第6条関係）

区分	費目	細分	内容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等の単価を著しく超えないこと。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」の単価を著しく超えないこと。
		直接経費	<p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）</p>

			<p>③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>④ 負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）</p>
	（間接工事費）	共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。</p> <p>① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用</p> <p>② 準備、後片付け整地等に要する費用</p> <p>③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用</p> <p>④ 技術管理に要する費用</p> <p>⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>
		現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
		一般管理費	<p>事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

別表 3 (第 8 条関係)

No.	提出書類	提出
第 1 号様式		
1	第 1 号様式	必須
2	第 1 号様式別紙 1	申請を第三者に委任する場合
3	第 1 号様式別紙 2 (事業計画書)	必須
4	第 1 号様式別紙 3 (対象設備要件チェックリスト)	必須
対象設備に関する資料		
5	見積書又は契約書(案)の写し等 ※対象設備の導入更新経費の内訳並びに設置する事業所の住所、設置箇所及び工期が確認できること	必須
6	配置図等 ※対象設備が確認できる図面等であること	必須
7	工程表(任意様式) ※契約時期、施工時期、支払時期等が分かるもの	必須
8	既存及び新規の設備の仕様が分かる書類(任意様式) ※製品カタログ、メーカー仕様書等	必須
9	既存及び新規の設備の設置(予定)箇所が分かる写真等(日付入り)	必須
10	既存及び新規の設備のGHG排出量が分かる資料	必須
補助対象事業者に関する資料		
11	市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書 ※浜松市から住民税を課税されている者がいない場合は提出不要	必須
12	市区町村税の納税証明書(直近1期分) ※全ての税目で未納額が無いこと	市外に本社を有する事業者の場合
13	履歴事項全部証明書(3か月以内に発行したもの)	法人の場合
14	開業届又は直近2期分の確定申告書の写し	個人の場合
15	浜松市税の納税証明書(直近1期分) ※全ての税目で未納額が無いこと ※浜松市の法人市民税が課税されていること	
16	市内において1年以上事業を継続していることが確認できる資料(会社沿革が確認可能な会社資料やWebサイト)	市外に本社を有する事業者の場合
17	会社概要を記載したパンフレット等	必須
その他		
18	その他市長が必要と認める書類	必要な場合

別表 4 (第 13 条関係)

No.	提出書類	提出
第 8 号様式		
1	第 8 号様式	必須
2	第 8 号様式別紙 1 (事業実績書)	必須
3	第 8 号様式別紙 2 (対象設備要件チェックリスト)	必須
対象設備に関する資料		
4	契約書(発注書)の写し ※交付決定日以降に契約行為を行ったことが確認できること	必須
5	請求書の写し ※対象設備の導入更新経費の内訳が分かること	必須
6	支払いを確認できる領収書又は払込金受取書等の写し ※支払い完了が実績報告書の提出期限内であること	必須
7	対象設備の保証書の写し	必須
8	既存の設備の撤去及び新規の設備の設置が分かる写真等(日付入り)	必須
9	対象設備の型番及び製造番号が確認できるもの(日付入り)	必須
その他		
10	その他市長が必要と認める書類	必要な場合